

秘密厳守

中小企業・小規模事業者の皆様へ

職場環境の整備や社員の待遇改善等への対応はお済みですか？

厚生労働省京都労働局委託事業

京都働き方改革推進支援センターが 事業主の皆様を無料でお手伝いします！

オンライン相談OK
悩める経営者のチカラになります！



迷わずご相談ください

- ✓ 運輸・建設業の2024年問題！
(時間外労働の上限規制)
- ✓ 同一労働同一賃金
- ✓ 36協定作成ポイント
- ✓ 年5日の年次有給休暇取得義務
- ✓ 生産性向上で賃金アップ
- ✓ 業務効率化から始めたい
- ✓ 人材不足対応(育成含む)
- ✓ 利用可能な助成金はないか？
- ✓ 何から始めたらよいかわからない

※これらは相談事例の一部です。他の相談も歓迎です。

当センターには労務管理や企業経営の
専門家が待機しております。

無料 電話・メール相談

当センター内で、電話・メール・
来所による相談を行います。

無料 コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問、
またはオンラインで課題解決に
向けた支援を行います。

無料 セミナー・出張相談

お気軽にご参加いただけるWEB
セミナーや、ご希望に応じたセミナー
講師派遣、出張相談会を行います。

京都働き方改革推進支援センター

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く月~金曜日)

ホームページ



<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/consultation/kyoto/>

電話 (フリーダイヤル)

0120-417-072

E-mail

kyoto@task-work.com

ファックス

075-254-8975



〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1
ディビュイ亀屋ビル3階(二条堺町通上ル)

実施機関 / 株式会社タスクール Plus

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
実施機関 株式会社タスクール Plus (厚生労働省 京都労働局 委託事業)

専門家による無料相談・訪問支援申込票

京都働き方改革推進支援センター 宛

E-Mailの方は、kyoto@task-work.com へ下記内容をお送りください。

FAX 075-254-8975

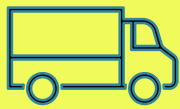
申込日： 年 月 日

会社名 事業所名		代表者名	
業 種		従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)
住 所	〒 -		
担当部署/役職	/	氏 名	
電話番号	() -	FAX 番号	() -
担当者携帯電話 (緊急時の連絡先)	- -	メールアドレス	@
相談・訪問支援 希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から		<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望
相談方法 (いずれかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所 ・ ZOOM などによるオンライン相談		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 運輸・建設業の2024年問題に関するもの <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金の実現に関するもの <input type="checkbox"/> 時間外労働の削減に向けた生産性向上の支援に関するもの <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引上げに関するもの <input type="checkbox"/> 人手不足解消に向けた人材の確保・定着を目的とした雇用管理改善に関するもの <input type="checkbox"/> その他、働き方改革全般に関するもの ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。		
この専門家相談支援を 知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> 事業主団体からの紹介 <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> ホームページを見て <input type="checkbox"/> メールマガジンを見て <input type="checkbox"/> 実施機関、専門家からの紹介 <input type="checkbox"/> その他 ()		

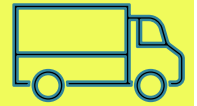
※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

京都働き方改革推進支援センター (実施機関/株式会社タスクール Plus)
〒604-0811 京都府京都市中京区亀屋町167-1 ディビュイ亀屋ビル3階
☎ 0120-417-072 ☎ 075-254-8975 ✉ kyoto@task-work.com

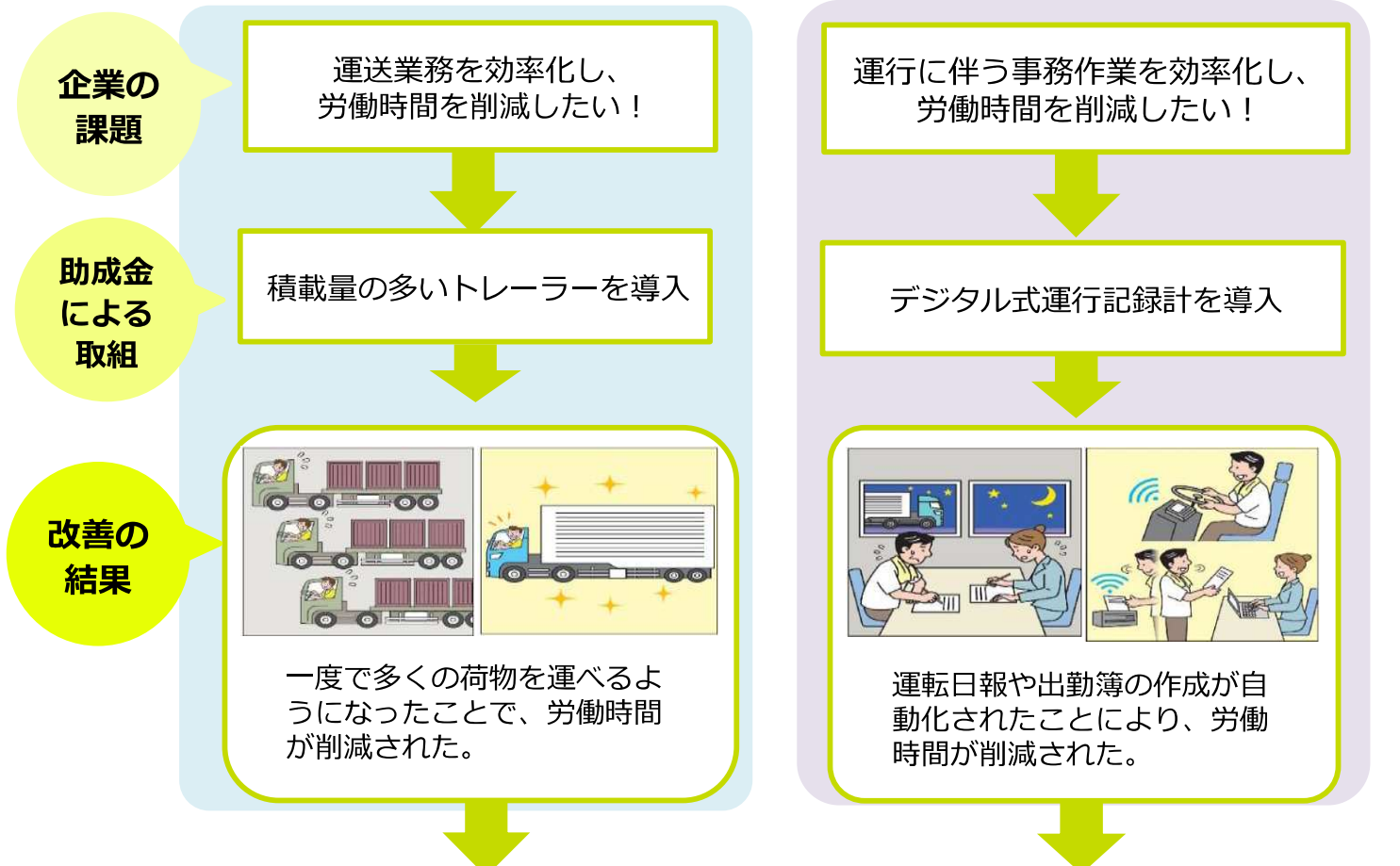


令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（運送業）のご案内



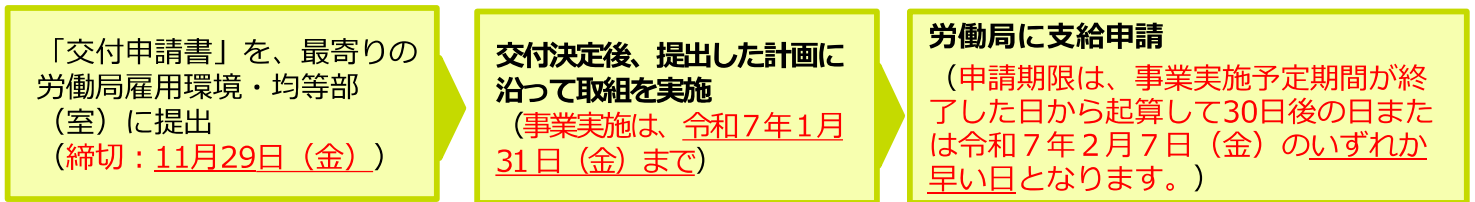
令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容については、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



業種別課題対応コース（運送業）の助成内容

対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など

(※1) 中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。
- ④ **10時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)
(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

【助成額最大950万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～4の上限額及び5の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：25万円

3. 成果目標③の上限額：25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
10時間以上 11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

5. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)